

政令第 号

建築基準法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、建築基準法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第八十五号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

建築基準法等の一部を改正する法律の施行期日は、平成十五年一月一日とする。ただし、同法第一条中建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第五十二条に第七項を加える改正規定（同項に規定する区域の指定及び数値の決定のための都道府県都市計画審議会の議決に係る部分に限る。）の施行期日は、公布の日とする。